

「火の用心だより」第87号(令和4年6月)

発行：札幌市消防局予防部予防課

危険物安全週間が始まります！

令和4年6月5日(日)から同年6月11日(土)までの1週間は「危険物安全週間」です！

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における危険を自ら点検できる体制の確立を図ることを目的に実施しています。

私たちの生活には、消防法上の危険物がたくさんあります。たとえばストーブに使用する灯油や、車を動かすガソリンや軽油。これらは日常生活に不可欠なものです。ひとたび保管や取扱いなどの方法を誤れば、火災や爆発など甚大な被害を及ぼす可能性があります。

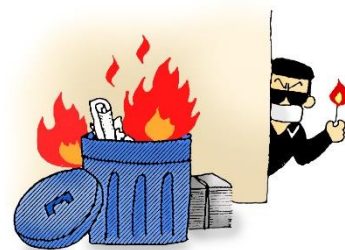
今一度、保管方法などのご確認を！



放火に注意してください！

手稲区で放火と思われる火災が連続で2件発生しました。放火を防ぐには、放火をされにくい環境づくりが大切です。市民の皆様には引き続きご協力をお願いします！

※ 放火は、特に夜9時頃～朝4時頃までの周囲が暗くなる時間帯に多く発生しています(令和3年中)



- ① 家の周りは整理整頓し、燃えやすい物は置かないようにしましょう
- ② お隣やご近所と相互に情報交換などを行い、協力しましょう
- ③ 物置、車庫などに必ずカギをかけましょう
- ④ 郵便受けに新聞などを差し込んだままにしないようにしましょう
- ⑤ ごみは決められた日の朝に出しましょう
- ⑥ 家の周りを明るくしましょう
- ⑦ 車などのボディカバーに防災製品を使いましょう



催しにおける防火安全の徹底を！

初夏が終わり、これから夏本番！

花火大会や海水浴、縁日などを楽しみにしている人も多いのではないのでしょうか？

「催し」で火気器具を使用する方々に、札幌市消防局からのお願いです。

平成25年に、京都府の花火大会で発電機に給油する際、携行缶からガソリンが噴出、引火し、多数の死傷者が発生する大惨事が起きました。

この災害を機に、露店等の開設届出書の作成や、火気器具を使用する露店に消火器の設置などが必要になりました。

運営者の皆様方には火災予防対策について万全の準備をしていただき、来場者さんに「安心」と「笑顔」を届けてくださいますよう、お願いいたします！

「火気器具等を使用する露店等」を開設する場合の流れ

①消火器の準備



②露店等の開設届出書の作成



③届出書を所轄消防署に届出
(露店等開設前まで)

④自己点検チェックシート
で防火安全の確認
(露店等の開設時)



《所轄消防署》



⑤(必要に応じて) 消防職員
が現地確認・防火指導



自己点検チェックシートとは



「対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票」のことです。露店等の関係者には、このチェックシートにより、以下のような防火安全対策が適切に行われているか点検していただきます。

～例えば「消火器の設置場所や使用方法を理解しているか」
「ガスボンベは、転倒しないよう鎖等で固定しているか」など

自己点検チェックシートは
こちら！



露店等の開設届出書は
こちら！



お問い合わせ先

中央消防署 中央区南4条西10丁目
北消防署 北区北24条西8丁目
東消防署 東区北24条東17丁目
白石消防署 白石区南郷通6丁目北
厚別消防署 厚別区厚別中央1条5丁目

豊平消防署 豊平区月寒東1条8丁目 TEL852-2100
清田消防署 清田区平岡1条1丁目 TEL883-2100
南消防署 南区真駒内上町5丁目 TEL581-2100
西消防署 西区発寒10条4丁目 TEL667-2100
手稲消防署 手稲区手稲本町2条5丁目 TEL681-2100

市民が主役の火災予防

- ① 火災予防行事・活動に参加しましょう
- ② 火災予防の知識・行動要領を身につけましょう
- ③ 消火器などの防災機器を備えましょう
- ④ 防災品を使用しましょう
- ⑤ 放火されない環境をつくりましょう
- ⑥ 火災から高齢の方などを守りましょう

発行:札幌市消防局予防部予防課

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

☎011-215-2040

SAPPORO



さっぽろ市
02-N0622-468
R4-2-403